# 東南アジア史学会第 69 回研究大会 報告要旨集

<sup>\*</sup>この要旨集は WEB 上に公開されていたデータをもとに情報化担当が再構成したものであり,研究大会当日に配布されたものではありません。

### 自由研究発表 I 要旨 01

# 英領期マラヤにおける「マレー人」枠組みの形成 スランゴル州のプンフルを事例に

### 坪井 祐司(東京大学大学院)

本報告は,1874年の植民地化から第二次大戦までの英領期マラヤ・スランゴル州の地方行政史料を利用し,植民地体制下の「現地人」行政官であるプンフルをめぐる植民地当局と現地社会との相互作用を検討するものである。それを通じて,プンフルの制度化にともなう「マレー人」の枠組みの成立過程について考察することを試みたい。

プンフルは,歴史的に伝統的権威から近代的行政官へと移行した存在として,その行政における機能が研究対象の中心に置かれてきた。しかし,プンフルは現地社会の代表者でもあり,その分析には個々のプンフルが持つ社会的背景を考慮する必要がある。英領期の地方行政記録には,多くの「現地人」による,プンフルに関する応募,陳情,苦情等の様々な文書が含まれている。そうした記録を分析することにより,地域社会の視角からプンフルの位置付けの再検討を行いたい。

本報告では、そうした働き掛けの主体として移民の存在に着目し、マレー半島の中でも移民の比率の高い地域であるスランゴルの事例をとりあげる。先行研究におけるプンフルはその土着性が前提とされているが、社会の移動性の高さが指摘されるマレー半島においては、地域によっては定着的な土着社会の存在そのものが問題にされねばならない。特にスランゴルにおいては、「マレー人」として括られた人々の中にはスマトラ、ジャワ、半島他地域からの移民が多く含まれており、政庁も彼らを「外来マレー人」として区別していた。彼らは自らの出自をバンサとして意識し、出自ごとの集団を形成して首長の公認を求めた。政庁は、プンフルを「外来マレー人」を含めた「現地人」首長として制度化することを通じて移民の定着を図ろうとした。そのため、移民がプンフルに任命される例は多く、プンフルは移民集団の代表としての側面を持った。

19世紀末以降,プンフルは政庁の「マレー人」への政治的優遇策の一環として位置付けられ,政庁のプンフルへの認識は,「現地人」首長から「マレー人」官吏へと変化した。この「マレー人」とは,移民集団の上に立つ行政的な枠組みであり,特にスランゴルという地理的枠組みと結びつき,スランゴル生れの「マレー人」が優先的に登用された。「マレー人」の側もプンフルを自らに留保された行政職とみなしており,プンフル職には多数の応募者が殺到するとともに,そこから「外来マレー人」を排除しようとする動きもみられた。一方で,移民集団はバンサとしての意識を維持し,プンフルの下におかれた村長を代表者として行政への働き掛けを続けた。スランゴルにおいては,種族概念としてのバンサを移民がより強く意識していた。そして,移民集団が重層的な意識を持ちつつスランゴルに定着したことで「マレー人」の外枠が形成されており,現在にもつながるこの枠組みを考える際,こうした移民の存在とその定着過程にも焦点があてられるべきである。

プンフルは,多様な社会関係を内包する存在であった。社会の移動性が高かったスランゴルにおいては,出自ごとに形成された移民集団を中心に様々な勢力からプンフルを通じた自己主張がなされた。「マレー人」という枠組みは,こうした地方レベルでの植民地当局と現地社会の相互作用を通じて形成されたものである。スランゴルにおけるプンフルの事例は,「マレー人」の枠組みの歴史的な形成過程における移民の果たした役割について新たな視角を提示しているのである。

# 「イスラーム復興」と開発 南タイ・ムスリム漁村の事例から

小河 久志(総合研究大学院大学文化科学研究科)

現在,ムスリムが少数派であるタイは,より「イスラーム的」な生活を志向する個人レベル,社会レベルの穏健な動きである「イスラーム復興」の進展と,それとは逆行する一連の開発や対ムスリム政策の実施という錯綜した国内状況にある。本報告では,南タイのパンガー県に位置するムスリム漁村 Y村というローカルな場を対象に,そこに生起する「イスラーム復興」を,イスラームの世界的な展開のみならず国家や政治,経済システムなどムスリムを取り巻くマクロな要素が複雑に関係し合った結果,発生し展開するものと捉える。そしてこの視点に基づき本報告は,主に現地調査(2002年)で得られたデータを用いて,Y村の「イスラーム復興」を,開発との関係から理解することを目的とする。

Y村村民は,イスラームに関してはその「中心」であるイスラーム世界の「周辺」に位置している。 同様にタイ国との関係から見ると,かれらは政治,経済,宗教など多様な側面において「周辺的」な存在であると同時に,宗教以外の面でタイ社会に同化した「タイ・ムスリム」と位置付けられる。このように国内外において「周辺的」存在であるY村村民であるが,世界的な「イスラーム復興」の動きと無縁ではない。とりわけ 1980 年代以降,礼拝やハッジ,イスラーム服の着用などに代表されるように,イスラームの実践をより熱心に行なう者が増加した。そしてこれら一連の「イスラーム復興」は,タブリーグと呼ばれる国際的なイスラーム布教団体の来村など,複数の要素により引き起こされている。

その一方で Y 村社会は,一連の開発が生起する場ともなっている。近年では,国家や国際機関主導の開発であるタンボン行政機構,村中央魚市場の設置,更には日系企業によるホテル建設計画が実施されており,これらの進展が,村民間の経済,政治,宗教的な格差を広げている状況が見られる。

このようにY村社会は、「イスラーム復興」と開発という異なる指向性が並存した状況にあるが、それらは如何なる関係性を有しているのか。この点を、現状に対する村民の対応の仕方に焦点を当てることで考察する。具体的には、村民が開発により拡大された一連の格差に対して、「イスラーム復興」で主張される信徒間の平等性という枠組みを当てはめるプロセスを、村民の語りを通して描く。それは簡潔にまとめると、平等性が格差を隠蔽、正当化、批判する手段としてそれぞれ用いられている姿であった。つまり村民が、各々の置かれた社会的コンテキストの中でその目的に応じて、教義上の内容や対象範囲を超える形で平等性を客体化するプロセスである。更に客体化された平等性は、村民の日常生活を規制したり、それが持つ意図とは逆に働く反転した客体化を引き起こしてもいた。これら一連の動きは、村民が開発と「イスラーム復興」という大きな流れに包摂されながらも、「よりイスラーム的」な生活を目指すムスリムとしての立場と、それを妨げる可能性のある経済的向上をはかる志向性との「葛藤」の表れと捉えることができる。

本報告は,先行研究において主流であった教義や組織という側面からのみ「イスラーム復興」を捉えるものではなく,村落を準拠点にムスリムというミクロな存在と,開発やイスラーム復興といったマクロな力との接合を行う,「イスラーム復興」の動きをより「動態的」に捉える試みである。

### タイにおける文化政策の展開

### 加納 寛(愛知大学)

本発表では,1930 年代末から戦後 1970 年代にかけてのタイ政府の文化政策展開を観察することによって,それがタイ近現代史に有する歴史的意味を再検討することを目的とする。

史料としては,法令,条約,各内閣の施政方針,タイ国立公文書館文書,文化政策関係諸機関出版の書籍・雑誌,講習等の報告書等を中心的に使用する。第1次ピブーン政権期(1938-1944)においては,民族アイデンティティ確立の方向性を指摘する先行研究が多い。当時の「文化政策」がそこにどのように関与していたかを見ると,確かにピブーン政権は「国民」を視野に入れた政策を展開していくが,その最大の目的は列強に植民地化の口実を与えないための「国民文化」の「文明」(西洋文化)化による独立の維持だったことが観察でき,民族アイデンティティ確立の方向性は強くは観察されない。

第2次ピブーン政権期(1948-1957)における文化政策は,衣服や舞踊といった具体的な「伝統的タイ」文化の海外への紹介に積極的になった。海外からの視点における「タイ文化」の定式化が進んだ。海外への「タイ文化」普及には,国民文化会議に並んで新設のユネスコ文化委員会が大きな役割を担った。一方,国内文化政策では,抽象的な徳目を称揚することに重点が置かれ,「タイ文化」の定式化への方向性はほとんど観察されない。

ピブーン政権期の 1952 年,文化省が設置されたが,それは設置当初から業務重複についての批判があるものだった。文化省の予算もピブーンが文化大臣を辞した 1955 年から激減の一途をたどった。サリット・タノーム政権期(1957-1973)の 1958 年には文化省・国民文化会議ともに廃止され,文化局は文化部に縮小された。その一方でユネスコ文化委員会は,文化関連機関縮小の波に無縁であり,国外向けの「タイ文化」普及活動を活発に続けた。 1950 年代後半の時点では,国内文化政策よりも対外文化政策に重点が置かれていることがわかる。ただし文化部の予算比率は文化局時代に比べてむしろ増加している可能性があり,また 1960 年代以降,文化部は「タイ文化普及」のための国内向け書籍や雑誌を安定的に出版して,国内における文化の定式化(とくに儀礼など)に着手している。しかし 1970 年代の「文化政策」立案や 1979 年の国家文化委員会設置に際しては,文化部ではなくユネスコ文化委員会が中心的な役割を果たした。「文化政策」立案や国家文化委員会の設置はユネスコ国際会議の動きに応じたものであり,従来認識されてきたような国内的な必要性(右派の反動)によるものではなかったからである。「アイデンティティ」概念もこの過程でタイの「文化政策」に流入したものであり,国内的状況によって必要性が求められた概念ではなかった。

結局のところ,1930年代末から1970年代にかけてのタイの「文化政策」は,外国からの視線を強く 意識し,国内的必要性よりも国外的必要性により強く依存して芽生え,1960年代以降国内における「タ イ文化普及」が緒に就いたものの,国外的必要性を主軸にして展開してきたといえよう。

# センウィー・クロニクルに見られる「タイ国」像 王の資格をめぐって

新谷忠彦(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)

シャン語で書かれた歴史的資料としてのクロニクル(年代記)の存在はかなり古くより知られている。しかし、実際にどのようなクロニクルが、どこに、どれだけあるのかについては全く分かっていないし、あまり話題に上ることもない。我々は「シャン文化圏」研究を進める中で、そうした文献にも注意を払いながら調査研究を続けてきたが、これまでにいくつかの文献の存在を確認するとともに、一部については、そのコピーを入手することができた。シャン語クロニクルを学術研究の資料として使うに際しての致命的な問題として、シャン語の古い文献を読める人が現在では極めて僅かしかいなくなってしまったことがある。シャン語はかなり古くより文字がありながら、その文字法は1958年の文字法改革まで、母音が完全に表記されず、5つある声調も基本的に記録されない、いわば「欠陥のある」文字法であった。当然のことながら、このような文字法で書かれた文献は、相当な訓練をつんだ人でないと読めない。この他にもシャン語クロニクルを歴史的資料として使うことには難問が山積しているが、今回の発表では、とりあえず、こうした資料の中から最も代表的なセンウィー・クロニクルを取り上げ、その中に描かれている「タイ」文化の一側面を検討してみる。

この本の内容を簡単に要約すると、天地創造から始まり、王のいない時代の話、王族が天から降りてくる話が続き、センウィーを中心としたタイ諸国の話が出てくる。語られる内容は王に関する話であり、戦争にまつわるものが最も多い。センウィー・クロニクルといっても、センウィーの話に限られているわけではなく、タイ系民族諸国の中心としてのセンウィーが描かれている。

この本の中から「タイ国」の王となるためのいくつかの必須要件が読み取れる。先ず第一に、その家系が王族に繋がっていなくてはならない。即ち、天孫降臨に連なる KhunLu:/KhunLay:の子孫でなくては、いかにその人格が優れていようとも「王」にはなれない。第二に何らかの特別な理由で女性が王になった例はあるが、基本的には男でなくてはならない。第三には、時代によって異なってはいるが、中国、あるいは、ビルマから認められる必要がある。また、住民から嫌われる場合も結果的に「王」としての資格を失うことが多い。

### ウォリオの歴史の語り方

## ブトン社会の起源からスルタネイト初期の事例を中心に

### 山口 裕子(一橋大学大学院)

ブトン島(インドネシア共和国東南スラウェシ州沿岸部)の南西部の高台に,クラトン・ウォリオと呼ばれる周囲2.4 Km ほどの珊瑚岩からなる城砦がある。14世紀から 1960 年まで存続したブトン王国およびスルタネイト・ブトンの中心地だったところである。現在でも城砦の内部には,スルタネイト時代の行政官の末裔であるウォリオ人約 1700 人が居住している。本発表では,1999 年より約2年間の現地調査で収集した,ウォリオ人の過去の出来事をめぐる語りについて分析・考察をおこないたい。

現在のウォリオ社会では,クラトン・ウォリオの空間に残された数々の標しや人名をもとに,さまざまな「過去の」出来事が日常的に想起され語られている。中でももっとも頻繁に話題になるのは,ウォリオ社会の起源から 17 世紀初頭にあたるスルタネイト初期までの出来事である。その内容は,ウォリオ人の起源,周辺諸王国との姻戚関係,クラトン・ウォリオ建設など多岐にわたる。とりわけ,今日でも看取される土地利用法をはじめとする諸制度や,「ブトン社会」の地理的境界,その内部における位階的差異にもとづく諸村落の配置が制定されたのはこの時代であると語られる。

プトン社会のスルタネイト初期までの時期については、これまで断片的な関心しか向けられてこなかった。ところがまさにこの時代こそが、今日のウォリオ人がもっとも"熱く"語る対象なのである。こうした現状を鑑みるとき、語りは、語られる過去の出来事そのものへの視点のみならず、人々がそれらの出来事について語るところの現状への視点を含めた分析が必要となる。そこで本発表では、1.地域史の探求の観点から、語りを時系列にそって再構成するとともに、歴史学における史料の緻密な比較検討の方法に学びながらその「信憑性」を検討する。2.記憶を選択と表象の行為と見なすような「集合的記憶」をめぐる近年の諸議論を援用しながら、「信憑性」のふるいからはこぼれ落ちるヴァージョンに関しても、ウォリオ社会内部での共有や競合の様相を考察する。それにもとづき「記憶」の担い手である現在のウォリオ人の構成単位間の緊張関係、またそれを超えたウォリオ人/ブトン人・アイデンティティの形成の動態について探求する。

このような二つの方法を相互補完的に用いながら,本発表では特に,「ブトンとモンゴル,ジョホール,マジャパヒト,マルク社会などとの関係/無関係」「ブトンのイスラム化」「現代インドネシアの国是をすでに実現していた第四代スルタンの時代の政治体系」などの具体的な事例について分析していく。こうした具体的な検討の中に,多元的な「過去の声」にいかに「耳を傾ける」か,という今日的課題への取り組みの端緒を探っていきたい。

## スラウェシ南部,ゴアとブトン王国の陶磁貿易と城郭

### 坂井 隆(群馬県埋蔵文化財調査事業団)

Sonba Opu 城跡は,南スラウェシ,マカッサル郊外に残る Goa 王国王城遺跡である。絵画資料によれば,少なくとも 1630 年代に正方形稜堡式城壁が築造され, 1669 年に Hasanudin 王がオランダとの最後の戦闘に敗北したことで実質的な機能は喪失した。現存する煉瓦積城壁遺構(南辺長 650m)は絵画資料とは若干異なる平面形態を示すと共に,城壁は東南アジア群島部地域のものとしてはかなり厚い(3.7~10.5m)。

残存城壁整備の際に出土した 17 世紀後半までの陶磁片は ,全体が 146 種類推定 381 個体である。それらは次の 4 期に区分することができる。

1期(15世紀後半 - 16世紀中葉) 43% 2期(16世紀後半 - 17世紀初) 18% 3期(16世紀末 - 17世紀前半) 32% 4期(1650 - 70年代) 7%

16世紀の早い時点ですでに Goa は陶磁貿易の大きな流れに位置し ,マカッサル海峡経由の貿易の大きさが Goa 王国成立を促したことを想定させる。また 16世紀末以降の調度具の増加傾向 ,特にショウ州 窯製品大皿類の増大は , Goa 王国側での権力集中にも起因する可能性がある。Hasanudin 王時代の肥前製品はジャワ島西部の Banten Lama と共通している。

南東スラウェシ , バウバウには , Buton 王国王城遺跡の Wolio 城跡が , ほぼ完全に城壁を残している。 高さ 100mほどの急峻な崖上にあるこの城は変形四角形 (最大北辺 440m )で , 珊瑚石灰岩塊積の城壁は 3 ~ 10mの高さを持つ。

群島部の城郭としては極めて堅固な構造で,異常に高い防衛意識を感じさせる。かつての Buton 王国 領域内には人口千人に1ヶ所の数の城郭があるとされ,群島部では最高度の濃密さとなる。

この Wolio 城跡で城壁整備により出土した磁器は,推定個体数 5,983 個に達する。予備調査では,推定割合は次のようになった(不明 11%以外)。

1期(16世紀後半) 4% 2期(16世紀末 - 17世紀前半) 20% 3期(17世紀後半) 21% 4期(17世紀末 - 18世紀) 35% 5期(18世紀末 - 19世紀中葉) 9%

Sonba Opu 城跡よりはピークが1世紀以上遅くなり, Banten Lama の傾向に近い。産地は Sonba Opu に似て,推定割合の9割は中国磁器である。出土量は異常に多く,単純な個体数でも Banten Lama 遺跡出土量と同量ほどとさえ想定できる。

Goa と Buton では 16 世紀以降 18 世紀まで陶磁貿易が大規模に行われたことが明らかである。その経済的背景を基盤として,堅固な城郭が築かれていた。

両者共に王国領域内には,陶磁貿易の目的となるような高価な香料や海産物の産出はほとんど知られていない。しかしマルク諸島への航路上に位置する中継港としての意味で,陶磁器が集積された可能性が大きい。そのために小規模権力の抗争が生まれ,多くの堅固な城郭が築造された可能性が考えられる。

# 自由企画シンポジウム 1 《「東・東南アジア近世海域世界」の成立》 趣旨説明

### 桃木 至朗 (大阪大学)

世界的関心を呼んでいる近世東南アジア世界についての研究は,15-17世紀の「交易の時代」とその 後の時期についておおきな成果を上げてきたが、「古代」「中世」「古典期」などと様々に呼ばれる 14世 紀までの時代から,いかにして近世への移行が生じたのかは,必ずしも十分に論じられてはこなかった。 この問題については,シンガポール国立大学でも7月にアンソニー・リード主催のワークショップが予 定されているが、本パネルは、日本の学界の特徴を生かした研究の方向を探ろうとする。そのために、 (リードも注目しているが)近世東南アジアと東アジアとの海域世界としての連動性の強まりに着目し, 13-15世紀にアジア海域世界でどのような変化がおこったのかを,元・明のインパクトや東南アジア大 陸部の動向に関する最新の研究も踏まえつつ考察しようとする。具体的には,Aマラッカ海峡・ベンガ ル湾世界(三仏斉時代とマラッカ王国時代がうまく接続されてこなかったこの海域の歴史を, 漢籍史料 や中国船の大進出に着目しながら整理しなおそうとする)と、B琉球・蝦夷地を含む日本列島および朝 鮮半島(「中世前期」と「中世後期」の断絶,後者と近世との連続性を強調する近年の理解を,アジア 海域史の場に引きずり出して検証する)の2区域を選び比較をおこなう。報告・討論では,アブー・ル ゴード,リード,リーバーマンら英語圏の議論だけでなく,村井章介(倭寇的世界),杉山正明(モン ゴル時代), 檀上寬(明の海禁), 黒田明伸(環シナ海銭貨共同体)など, 日本の研究者が立てた枠組み に十分な配慮を払う。本パネルから,国際的なテーマへの日本らしい貢献,日本の「日本史」「東洋史」 のような固定的枠組みの相対化の2つの効果が,端緒的ながら期待される。

シンポジウム1《「東・東南アジア近世海域世界」の成立》要旨01

# ベンガル湾史の試み 中国船の南インド進出:12-14世紀

### 深見 純生(桃山学院大学文学部)

この報告では国際商品の産地であると同時に海上交通の要衝であったマラッカ海峡の 13~15 世紀について,これまで取り上げられることの少なかったベンガル湾を含めて考えてみたい。中心的な資料はよく知られた漢籍である。藤田豊八,桑原隲藏,桑田六郎,和田久徳等々の先学が明らかにしてきたように,中国の南海交易は宋代(10世紀後半~13世紀後半),元代(13世紀後半~14世紀後半)に大いに隆盛を見た。その中心は朝貢貿易ではなく民間の交易であった。ところが明初 1370 年頃に中国が海禁政策(海禁朝貢体制)をとるようになると,南海交易は大収縮の時代を迎えた。

中国船つまりジャンク船は9世紀から外国船と並んで南海交易に活躍し始めた。7世紀以来中国交易に活躍していたアラブ船やペルシア船は(インド船も?)9世紀末にはマラッカ海峡まで後退しただけでなく,10世紀には南インドまで後退したといわれる。他方,中国船の南インド進出は『嶺外代答』(1178)やマルコ・ポーロ(1290s),イブン・バットゥータ(1340s)などが記している。このような中国船優位の一般的状況は、マラッカ海峡地域における次の4つの動きとどのような関係にあるのだろうか。(1)ナコンシータマラートの発展(12世紀後半~14世紀前半),(2)サムドゥラ・パサイの発展(13世紀後半~15世紀),(3)スマトラ中部におけるアーディティヤワルマン王国の発展(13世紀後半~14世紀後半),そして(4)パレンバン(旧港)の再活性化(14世紀後半)である。なお、この時代は宗教的変化の方向がなお定まっていなかったように見える。つまり(1)は上座仏教の伝播と関係があり、(2)サムドゥラ・パサイは東南アジアのイスラム化の中心であり、(3)には「ヒンドゥ・ジャワ」色が認められる。

なおまた三仏斉についていえば ,『元史』にほとんど登場しないことが注目される。『元史』がマラッカ海峡地域について , 三仏斉という認識の枠組みを採用していないことは , 上記のようなこの地域の複雑な動きと関係があるように思われる。

シンポジウム1《「東・東南アジア近世海域世界」の成立》要旨02

### 交易ネットワークのなかの日本と朝鮮

### 藤田 明良(天理大学国際文化学部)

周知のように東・東南アジアの海域世界は,明の海禁政策と朝貢体制の成立によって大きく変化する。このなかで琉球が,2つの海域を結びつける港市としての地位を確立し,朝貢体制に対応した政治統合を進めたことは良く知られているが,本報告では,さらにその北東に位置する日本列島と朝鮮半島を素材に,広域的ネットワークの変容と当該地域の社会や国家の展開の関連を見通したい。

日本や朝鮮をとりまく人・物・情報の移動を,ここで「ネットワーク」と呼ぶのは,明との朝貢貿易, 両国相互や琉球との公貿易,女真やアイヌさらには「倭寇」勢力の交易など,レベルの異なる多様な交 易関係を総体として捉えようする意図からだけではない。例えば日本の勘合船の積荷に胡椒・蘇木・人 参・ラッコ皮が,朝鮮からの朝貢品に貂皮・海獺皮・昆布等が見えるような,東南アジアや北東アジアから来る産物に対しての,両地域の中継点的あるいは集散地的性格を考えるうえでも有効と考えるからである。

日本や琉球を経由する朝鮮への胡椒の搬入が明の海禁政策直後から始まり,北海のラッコの毛皮が室町時代から日本史料に登場するように,当該期の両地域は南と北から伸張する交易ネットワークとの関係を,前代にも増して強めていた。この動向には華僑系の海商や官人の関与が指摘されているが,北方言語系の「ラッコ」の日本での初見が,ムスリム系商人といわれる楠葉西忍の言葉として出てくるのは,これらの交易品の調達や開発に彼らが積極的に関ったことの象徴的事例である。

だが、脈動を強める交易ネットワークのなかでの両地域の歴史的展開は、様相を異にする。日本列島では、坊津・博多・兵庫・堺・十三湊などの港市が叢生するが、これらは地域権力(畿内王権化する室町幕府を含む)によって個別的に支配されるようになる。これに対し半島では、朝鮮王朝がネットワークの接点となる浦・口の一元的掌握を強めるとともに、胡椒や水牛の国産化を試み明の貢銀要求に対して鉱山閉坑を目論むなど、外からのインパクトに対する防禦姿勢を顕示させていく。

人・物・情報の広域的移動の拡張という共通状況に置かれつつも,対照的な動向をみせる両地域の国家や権力たち。当時の東アジアの海と陸のはざまで展開する歴史諸事象に対して,この「落差」がもたらした作用を展望するところまでたどり着けたら幸いである。

# 自由企画シンポジウム2《日本占領期ビルマに関する一次史料の現状と展望 ビルマ側と日本側の史料を中心に 》 趣旨説明

根本 敬(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)

このシンポジウムでは,日本占領期のビルマ(1942-45年)に関する日本側およびビルマ側の一次史料の所在と概要,ならびに,それらの研究への利用可能性について,最新の調査に基づいて報告し,今後の展望について暫定的な検討を加えることを目的としている。そのうえで,インドネシアをはじめとする,東南アジア各地域の日本占領期関係の史料状況との比較をおこなうことも視野に入れている。

この時期のビルマを扱った先行研究の数は,政治史を中心に,けっして少なくない。しかし,日・緬・英の3言語にわたる史料を充分に活用した取り組みは,現在に至るまで登場していない。その理由としては,言語の壁もさることながら,英文一次史料(主に英側と一部ビルマ側)の分量の多さと使いやすさに比べ,日本語史料の核を成す防衛庁戦史部所蔵史料の公開が遅れていたこと,また,ビルマ国内における一次史料(主にビルマ語,一部英語)の利用が困難をきわめたことの2点が大きな要因として指摘できる。

しかし、ここ 10 年ほどの間に状況は少しずつ改善され、防衛庁戦史部のビルマ関連史料の公開が進み、本シンポジウムで報告を担当する武島がそれらを調査し、相当な成果を挙げている。ビルマ側の一次史料についても、ヤンゴンにある国立公文書館(NAD)が、所蔵史料の電子カタログ検索体制を築き、2000 年より外国人研究者の利用を認めるようになったため、これまで不明な部分の多かった占領期のビルマ側行政文書について、その存在が把握できるようになった。ビルマのもうひとつのアーカイヴズである国防省国軍博物館・資料館(DSMHRI)については、軍政下の政治的事情のために一般の利用が許されない現状にあるが、それでも1970 年代半ばにまとめられた所蔵史料のカタログが存在し、最低限、どのような種類の史料がどの程度残されているかについては確認が可能となっている。

こうした背景を考え,シンポジウムではまず,簡潔な趣旨説明のあと,日本側史料の所在と概要について,武島が防衛庁戦史部図書館所蔵のものを中心に,憲政資料室,外務省外交資料館,国立公文書館などの所蔵資料にも触れながら,それらの特徴を報告・整理する。続いてビルマ側の資料について,根本と岩城がそれぞれ国立公文書館(NAD)所蔵資料に焦点を合わせ,報告を行う。根本はおもに占領期のビルマ政府(1942年8月~43年7月の中央行政府,および43年8月~45年5月の「独立」政府)によって書かれた行政文書に注目し,数が少ないとは言え,それらを通じて,バモオの政治姿勢やビルマ人官僚・大臣らの日本軍への対応の実態についてどの程度見ていくことができるか,考察を試みる。また岩城は,NADにおいて相対的に大量に残されているデルタ地帯のピャーボン県の史料に着目し,兵捕募集の事例を中心に,ビルマにおける日本占領期研究において未開発である地方社会の実態研究の可能性について議論する。

3 人の報告につづいて,インドネシアおよび東ティモールの日本占領期研究の立場から,後藤氏にコメントを求め,史料状況とその使い方の展望に関し比較の視点を提供してもらう。このほか,フィリピン,マレー,インドシナの同時期に関する史料状況についても,会場から情報を求めたい。

なお,本シンポジウムは東京外国語大学 AA 研共同研究プロジェクト「日本占領期ビルマ(1942-45 年)に関する総合的歴史研究」(トヨタ財団計画助成研究)の中間成果報告の一部を兼ねていることを付記しておく。

# ビルマ占領に関する日本側史料 その所在と概要

武島 良成(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所・共同研究員)

本報告では、日本占領期のビルマに関する日本側史料の概要を述べる。基本的にビルマに関わるもののみを扱うが、広い地域にまたがる史料も多く、収集の方法を含めてより多くの分野の研究にも関わる内容を持つものと思われる。

まず、防衛庁戦史部図書館が所蔵する史料に触れる。今まであまり活用されてこなかったが、同所には旧日本陸軍の有力者の日誌が大量に所蔵されている。大本営関係では、田中新一(参謀本部作戦部長)真田穣一郎(陸軍省軍事課長、軍務課長、参謀本部作戦課長、作戦部長)櫛田正夫(参謀本部軍政課長)甲谷悦雄(参謀本部戦争指導課長代理)金原節三(陸軍省医事課長)増田繁雄(陸軍省整備局課員)南方軍では石井秋穂(軍政主任参謀)荒尾興功(作戦主任参謀)ビルマの現地軍では河辺正三(ビルマ方面軍司令)飯田祥二郎(第15軍司令)桜井徳太郎(第55歩兵団長、ビルマ国軍最高顧問)横山明(第18師団参謀長)らのものが特に注目される。これらは、彼らの担当分野の業務に関する記事だけでなく、局長会議、課長会議などの様子も詳細に綴られるなど、占領政策・占領地の実態を解明する上で価値が高い史料である。

既に、『杉山メモ』(参謀総長・杉山元のメモ)『機密戦争日誌』(参謀本部戦争指導班の日誌)『一中尉の東南アジア軍政日記』(南方軍参謀・榊原政春の日誌)などは翻刻・出版されている。他にも、後述する国会図書館憲政資料室では片倉衷(第15軍高級参謀、ビルマ方面軍高級参謀) 荒尾興功(前述) 有末精三(参謀本部第2部長)らの日誌・備忘録が閲覧できる。これらを相互に突き合わせることで、より深く読み込むことも可能だと思われる。

防衛庁にはこれら以外にも、「緬甸軍政史」「南機関外史(写)」「第 18 師団戦時月報」「第 4 野戦飛行場設定隊戦闘詳報」など、「大東亜戦争」「軍」「師団」などのカードボックスを探すことで比較的容易に見つけられる重要な史料がある。本報告ではそれらについても紹介し、また「文庫」の棚に入っているものや、「北の護り(鈴木敬司日誌)」「上奏関係綴(写)」などやや探しにくいもの、また「陸亜密大日記」の関係記事についても述べる。

それから、憲政資料室の「外務省関係文書」「片倉東関係文書」「毛里英於兎関係文書」「有末精三関係文書」「美濃部洋次関係文書」「八田嘉明関係文書」「荒尾興功関係文書」「牟田口廉也政治談話録音速記録」の中の関係記事、外務省外交史料館、国立公文書館、アジア経済研究所などが所蔵する関係史料にも触れる。

この他、関係者の回想記や戦時期の刊行物も膨大に存在し、その多くは国会図書館で集中的に閲覧することができる。本報告ではそれらについても可能な限り紹介する。特に後者は、従来あまり関心が払われてこなかったが、幾つかの点で有効に活用できるものである。まず、日本側の理念や公然となし得た言説の幅を読み取るのに有用である。差別意識が滲むものも多いが、意外にビルマ文化(あるいは東南アジアの文化全般)を称える記事が、戦争の進展と共に増えていることに気づかされる。また、『南洋』は、ビルマでなされた(とアピールされた)様々な政策について、参考になる点が多い史料である。この他、例えば『朝日新聞』にも、『ミャンマ・アリン』紙の発行部数の推移や、時間の使い方(日本時間とビルマ時間の使い分け)など、貴重な情報が載っている。

# シンポジウム 2《日本占領期ビルマに関する一次史料の現状と展望》要旨 02 ヤンゴン国立公文書館所蔵史料に見る日本占領期の行政文書 バモオ政府を中心に

根本 敬(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所)

1974年に創設されたヤンゴンの国立公文書館(National Archives Department: NAD)は、軍事・外交を除く一般行政文書を所蔵するビルマで唯一の公文書館である。1990年代に入って電子検索体制が整備され、2000年からは長いあいだ利用が認められていなかった外国人に対しても門戸が開かれた。NADには1822年から1977年までの公文書が所蔵され(ただし1948年独立後の文書はきわめて少数)すべてを自由に閲覧できるというわけではないが、同館への外国人研究者のアクセスが原則可能となったことは、テーマのいかんを問わず、今後のビルマ史研究にとって大いに意味のあることであるといえる。特に植民地期の公文書に関し、宗主国の英国(インド省)に送付されなかった県や郡レベルの文書が、地域的なばらつきを残しながらも大量に所蔵されている事実は、より多様で幅広い視点からのビルマ植民地期研究を可能ならしめるといえよう。

日本占領期(1942-45 年)に関しても、NAD 所蔵史料は新たな視野を切り開く可能性を秘めている。もっとも、英国インド省へ送付された公文書(すなわち、ロンドンで閲覧可能なもの)を除く純粋にNAD においてしか読むことのできない文書の量は非常に限られている。具体的には、Home Affairs Office 10/1 77 128 の番号がつく内務局文書の全 52 ファイルにほとんど限定される。このファイルには、軍政の枠内で設置された中央行政府(バモオ長官)の時期(1942 年 8 月~43 年 7 月)と、同じくバモオを国家元首兼首相に置いた「独立」ビルマ期(1942 年 8 月~45 年 5 月)の両方にまたがる行政文書がおさめられてある。しかし、大半は1943 年のもので、42 年、44 年のものはごくわずかであり、45 年のものは皆無である。日本軍が占領できなかった一部辺境地域に関しては、シムラ政府(インドに撤退した英ビルマ政庁)の行政文書が含まれている。正味わずか 2 年少々、計 52 ファイルに過ぎないため、時期的にも量的にも不充分・断片的であることはいうまでもないが、それでも、バモオ政府(中央行政府期および「独立」期)の実情を、その一端とはいえ垣間見ることができ、その意味において貴重な史料であると判断できる。

本報告では、上記 52 ファイルの中から、いくつかを選んで紹介し、バモオ政府の実態と性格について考えることにしたい。注目する史料としては、駐留している日本軍・日本商社とビルマ側との関係について、メイティーラ県で生じた県庁の日本軍への費用負担問題(1943 年 1 月)をめぐる県知事と中央政府とのやり取りと、同じく「独立」後の日本軍の地方介入をめぐるトラブルに関する議論(1943 年 9 月~11 月)の 2 件をとりあげる。また、主に治安状況を報告した県知事・県警長官から内務大臣宛の報告書(1942 43 年)をはじめ、バモオ首相の権威主義的振舞いを示す国家元首府大臣による通告(1943 年 8 月)「独立」以降の法律制定過程を示した文書(1943 年 10 月)、行政用語のビルマ語化準備作業に関する文書(1943 年 12 月)、ビルマ 7 管区 36 県の統廃合を議論した文書(1943 年)、およびビルマ国軍関係者への刑法適用に関する法律議論を示した文書(1944 年 3 月)などを、それぞれ簡潔にとりあげる。これらの史料の読みこみを通じ、バモオ政府が内包する傀儡政権としての性格と、ビルマ・ナショナリズムに基づく民族主義的な性格との相互葛藤について、より実証的に検討することが可能となるのではないかと報告者は考える。

シンポジウム 2 《日本占領期ビルマに関する一次史料の現状と展望》要旨 03

### 動員政策と地方社会 ピャーボン県における兵補募集の事例を中心に

### 岩城 高広(千葉大学文学部)

本報告は、ビルマ南部ピャーボン県(当時)に残された、兵補募集関連の文書(1944 年)を紹介しながら、動員政策の実施過程やビルマ側の対応など、今後追究していくべき課題とその可能性について考えるものである。ヤンゴンの公文書館には、ピャーボン県はじめデルタ地帯の県の行政文書が、マイクロ化されて多数所蔵されている。2002 年の調査では、このうち、ピャーボン県の内務省関連の文書を主に閲覧して、日本側が住民をどのように把握、動員しようとしていたか、地方レベルではどのように対応していたか、の考察を試みた。

1944年、ピャーボン県には3回にわたって数十~数百人単位の兵補(候補者)を動員することが求められた。そのたびに県内の各郡に募集すべき人数が割当られたが、実際の募集作業は、さらに下位の村落・集落の首長に委ねられた。年初の募集では、日本側の要求(60人)を満たしていたものの、年後半には、要求が総計千人近くに達したため、まったく対応できない状況になった。ピャーボン県はヤンゴンに近かったためか、県内で防衛任務にあたるとされた兵補とはべつに、ヤンゴンに送られて労働作業をおこなう兵補も多数募集された。文書からは、集められた兵補の逃亡(逃亡者の捕捉についての取り決め)、県知事あてに現金を送り動員業務を免れようとした村長の存在、募集業務のための資金が払底したなどの事例が知られる。兵補は志願制を原則としていたと考えられるが、43年に「独立」したビルマにおいても、戦争協力のもと実質的には強制的動員であったことが示唆された。また、文書によって含意に違いはあるとはいえ、兵士としてよりも労働力としての動員という意味合いの強かったことも観察された。

結果的に本報告では、ひとつの県の役所に残された文書という史料の性格から、ビルマにおける兵補募集の全体像、あるいは地方社会内部にまでふみこんで動員の実態やビルマ側の対応を明らかにすることはできない。しかしながら、これまでの研究において、ほとんど検討対象となってこなかった動員の問題を、限定的にもせよ具体的なデータにもとづいて考察する道筋が示され、さらに今後の継続的・多角的な調査を通じて、地方社会の実態を明らかにする可能性が見えてきたということはできるだろう。